

川辺町社会福祉協議会キャラクター募集要項

1 趣旨

川辺町社会福祉協議会では、PR活動、地域福祉活動に活躍するキャラクターを募集します。

2 応募資格

川辺町にお住まいの方、または川辺町内にお勤めの方またはその家族。

未成年の方は提出の際に、応募用紙の保護者の同意欄に必ず記入してください。

3 応募条件

(1) 背景や文字は入れないでください。愛称（名前）を付けてください。ただし、愛称（名前）は変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(2) 応募作品は応募者が創作した未発表作品であること（同一作品を他のコンテスト等に応募していない、又は個人的にも使用していないものに限ります）。条件に違反していることが判明した場合は、採用を取り消すものとします。

(3) 応募作品は1人につき1点までとします。

※応募条件を満たしていない作品は、審査対象から外させていただく場合があります。

4 応募期間

令和6年7月8日（月）から9月6日（金）まで

※郵送の場合 当日の消印有効。

持参の場合 平日の9：00～16：00

5 発表

入賞者には、文書を持って通知します。また広報やすらぎ1月号にて発表致します。

(1) 最優秀賞 1点 副賞（1万円の商品券）

川辺町社会福祉協議会の公式キャラクターとして採用

(2) 優秀賞 3点 副賞（3千円の商品券）

※入賞者が未成年の場合は、保護者の同意が必要です。

6 応募方法

応募用紙（別紙1）並びにデザイン用紙（別紙2）を提出してください。

なお、応募に係る費用については、応募者負担となります。

7 選考方法

関係者により、今後の活用等を考慮した上で、厳正に選考します。

8 作品の取扱いについて

- (1) 応募作品は返却しません。
- (2) 採用作品の著作権その他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、全て採用者の責任となります。
- (3) 採用された作品は、川辺町社会福祉協議会において一部補正、修正して使用する
場合やポーズの変更、単色印刷で使用する場合があります。また、その際に作品の内容につ
いて作者の方に直接お問い合わせさせていただくことがありますので、ご承知おきください。
- (4) 採用された作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含
む）、商品化権その他一切の権利は、川辺町社会福祉協議会に帰属します。
- (5) 採用者は、川辺町社会福祉協議会が当該作品を使用するにあたって、著作権人格
権を行使しないものとします。
- (6) 受賞者と川辺町社会福祉協議会は、選出されたことを条件に、上記（4）および
（5）を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとします。この契約締結にあ
たり、契約料や使用料の金銭対価はお支払いいたしません。
- (7) 採用されなかった作品の著作権は主催者に移転しません。

9 個人情報に取り扱いについて

- (1) 個人情報については、選考・発表に係る事項以外では、使用しません。
- (2) 入賞者については、住所（都道府県名・市町村名）、氏名、年齢について公表する場
合があります。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、応募の段階で応募者の同意を得られたものと
します。

10 応募先・問合せ先

社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会
〒509-0303
岐阜県加茂郡川辺町石神128番地
TEL 0574-53-2121
FAX 0574-53-6162

川辺町社会福祉協議会キャラクター応募用紙

ふりがな		
氏名		
年齢・性別	歳	男・女
職業		
保護者同意欄	応募者が未成年の場合、保護者の方は必ず記入してください。 保護者氏名：	
住所	〒	
電話番号（携帯番号）		
募集要項に記載の事項 について	同意する ・ 同意しない 同意されない場合は審査の対象外となります。	
キャラクターの愛称 (名前)		
キャラクターの説明 コンセプトなど		

デザイン用紙

☆正面デザイン

--

キャラクターの名前	
氏名	